

小神野与兵衛著「盛衰記」と中村十竹著「消暑漫筆」について

田中健二
御厨義道

はじめに

(注)

本稿で取り上げる小神野与兵衛著「盛衰記」⁽¹⁾と中村十竹著「消暑漫筆」⁽²⁾は、高松藩もしくは高松松平家の歴史を知る上での基礎史料である。「盛衰記」は、多数の写本があるが、原典に当たるものは発見されていない。江戸時代後期に「盛衰記」を校訂したものが「消暑漫筆」である。こちらは自筆本のみで写本の存在は知られていない。

高松藩の藩政に関する史料の多くが失われた現在、「盛衰記」と「消暑漫筆」は、藩主松平家やその家臣団の動向を知るための有用な史料となっている。

そこで、本稿では、まず、「盛衰記」と「消暑漫筆」の成立と伝来について考察を行う。とくに「盛衰記」については初めての本格的な検討となる。ついで、高松藩の初代藩主松平頼重の治世下において整備・拡充された高松城下町の様相と、同時期においての検地や新田開発など領国経営の基盤整備の実態に関わる両本の記事を紹介する。最後に、生駒家の時期から頼重期にかけて進められた高松城下周辺地域の開発とその影響について検討する。

各章の分担は、一を御厨、二、三を田中がそれぞれ担当した。

小神野与兵衛著「盛衰記」と中村十竹著「消暑漫筆」について

(1) 「讃岐盛衰記」香川県立図書館旧蔵資料、収蔵番号KL00073、香川県立ミュージアム蔵

(2) 「消暑漫筆」高松松平家歴史資料、収蔵番号NK000583、香川県立ミュージアム保管

一、「盛衰記」と「消暑漫筆」の成立と伝来に関する一考察

「盛衰記」は高松藩主の言動や高松藩内での事件、高松藩に関連する事項などを記した史書である。内容の対象となっているのは、高松藩初代頼重から五代頼恭までの期間、すなわち江戸時代前期から中期にかけてである。記述は概ね時系列に沿い、詳細にわたって記されており、他の史料には見られない内容を豊富に含んでいる。高松藩政史料の多くが失われている現在では同藩の大名および家臣の様子を窺い知る有用な史料である。

最初に成立した「盛衰記」の原典もしくはその忠実な写本と目される史料は現在確認されていない。一方で「讃岐盛衰記」「高松藩盛衰記」「小

神野筆帖」「小神野夜話」「雪月花」など類似する内容で別の表題が付されたものが多数存在している⁽¹⁾。これらの存在は「盛衰記」が、成立後広く流布し読まれていたことを表しているものである。高松藩もしくは高松松平家の歴史を知る上で基礎史料となる「英公外記」⁽²⁾や「高松松平氏歴世年譜」⁽³⁾などにも大きな影響を与えている。

ここでは、まず「小神野筆帖」⁽⁴⁾（詳細については後述）をもとに「盛衰記」の成立事情と概要について触れ、その後、派生本について若干の検討を加えていく。さらに、「盛衰記」の叙述を訂正・批判する目的で成立した「消暑漫筆」⁽⁵⁾についても紹介する。

「盛衰記」には署名がないが、他の史料から筆者が高松藩士の小神野与兵衛光端という人物であることが判明する。光端は、二五〇石を給され物頭等を務めた永瀧家⁽⁶⁾に生まれ、小神野家に養子に入つて永之助と名乗った。小神野家は初代頼重の最初の給地である常陸国下館以来の家臣で、二五〇石を給され、元祖与兵衛は用人、奉行を務めた家である⁽⁷⁾。光端は、小神野家に入つた後、享保五年（一七二〇）に徒士並に任ぜられ、元文二年（一七三七）徒士目附となり、その際に伊右衛門と称し、後五郎兵衛、小平太と改めた。宝暦六年（一七五六）に惣領組に入つて蔵奉行に就任、与兵衛と改称。安永三年（一七七四）留守居番に転じ、同九年に没した。この間に仕えた藩主は、三代頼豊、四代頼桓、五代頼恭、六代頼真の四代にわたる。ここで紹介した光端の履歴は、「消暑漫筆」（後述）の記述によつて、年代・年齢関係にいくつか齟齬がみられ検討の余地が残る。

「盛衰記」には序文（翻刻後掲）が付されており、大道寺友山の「落穂集」に触発され、子孫のために讃岐国の移り変わりや高松歴代藩主のために記憶しておくべきながら失われつつある事項を記録することが本書の目的であることが述べられている。筆者は若年のころから旧記を読むことを趣味としていたと述懐しており、そこで得た知見が「盛衰記」の情報源となつたものと考えられる。

また、本文の中に「明和七寅九月十五日我六十一歳にして不計もひがしの御蔵所江米納行、又筆物して 頼恭公の御政難有事共書置なり」という記述がみえ、光端は蔵奉行を勤めると同時に、藩主の記録を担当する立場にあったことが判明する。「盛衰記」の頼恭期に係る叙述は筆者の任務で得た情報をもとにしておりということになる。記録担当という任務柄、過去の藩主に関する情報も入手しやすい立場にあったと思われる。

次に執筆の時期について考察してみよう。序文は「宝暦イ（九）卯五月、暇日有によつて、昔を思ふ」と始まつており、これが執筆開始の時期とみてよいであろう。本文の記載は光端の没年の四年前にあたる安永五年（一七七六）までで終わつており、完成は没年に近い時期であつたと思われる。なお、序文中、大道寺友山について述べる中、高松藩儒の中山文輔との交友があつたことに触れている箇所が「中村古彦三郎」（傍点は筆者）と表現していることから、序文の執筆は文輔が没した宝暦十三年（一七六三）以降である。執筆の最終段階で付されたものであるうか。

ここで推定した執筆時期は、五代藩主頼恭の治世後期にあたる。頼恭は、藩士の履歴を集めた「登仕録」や、後に各代藩主の公式記録である「御代々の御実録」の編纂、「大日本史」の続編にあたる「歴朝要紀」の先行事業となる「通志」編纂への着手（中断）など修史事業に力を注いだ。これは、頼恭が初めて水戸徳川本家以外から迎えられたことと関連すると考えられ、自らの正統性を確認・強化する目的があつたと目される事業である⁽⁸⁾。光端の藩関連の史書執筆は、直接的な契機は本人が述べるように大道寺友山の著作にあつたとしても、頼恭による一連の修史事業の影響下にあることは間違いないであろう。

叙述は一つ書を連ねた箇条書き形式で、各条はそれぞれ完結した内容となつているが、関連する項目が数カ条にわたつて並ぶところもある。藩主の性格や個人的資質にかかわる部分にまで記述が及んでいる場合も

ある一方で、家臣についての記述や高松城下を中心とする地理上の変遷、城下町の風俗についての記述があるなど、内容は多岐にわたっている。

序文では「盛衰記」には五冊の別冊が付属すると述べられているが、現在知られる諸本に別冊が付属するものは確認できていない。別冊の表題については、後掲の翻刻文を参照されたい。

「盛衰記」は、序文で「末世に至るとも他見する事なかれ」と述べられていることから、執筆者小神野光端は家伝の記録として秘蔵されることを想定して執筆していた。しかし実際には、写本や派生本が多く存在しており、流布の経緯や開始時期は不明であるが、序文に表された意図に反し、広く読まれるものとなった。

先述のとおり、「盛衰記」の原典もしくはそれに近い内容をもつ本は確認されていない。さらなる探索が期待されるが、今後の研究の一助として、代表的な派生本について若干の検討を加えてみる。

ここまでの記述は、香川県立瀬戸内海歴史民俗資料館が所蔵する松浦正文庫中の「小神野筆帖」をもとにしてきた。本書は五冊本で各巻名は仁・義・礼・智・信となっている。史料名は題箋の記載をもとになっているが、内題は「盛衰記」となっており、冒頭は自序で始まっている（翻刻後掲）。

「小神野筆帖」が原典にある程度近い部分をもつと推定されるのは、歴代藩主の表記にある。同書では基本的に歴代藩主について「英公（頼重）」「節公（頼常）」等諡号を用いて表記されているが、五代藩主の場合「頼恭公」「当君」等と表記している。頼恭の没年である明和八年（一七七二）は、先にみた「盛衰記」執筆推定期間の途中にあたる。したがって「頼恭公」「当君」の表現は執筆当時の表記であり、「小神野筆帖」には原典表記が反映されていることが判明する。

では、「盛衰記」の内題をもち、執筆当時の表記がみられる「小神野筆帖」が原典の写本ではないのか。それは、同書の仁巻（第一冊）の末尾付

近に記された次の記事によって判明する。

此書物広ク候書物とハ違ヒ段々書入置候事有之ハ、寛政三亥九月江府於御屋鋪被 仰付、其時相改書入候様ニと被 仰付、依之知卷ハ家康公 頼房公 英公共御一代并 御代々 奥様迄之御誕生并御法名其外江府御上屋鋪下御屋敷坪数迄書入置候、別而他見無用

其時頭取

斎藤段四郎

「盛衰記」が高松藩の江戸屋敷にも一式が備えられて追記が行われており、寛政三年（一七九一）三月、追記を含めて書き改められている。このとき智巻（第四冊）に「家康公 頼房公 英公共御一代并 御代々奥様迄之御誕生并御法名其外江府御上屋鋪下御屋敷坪数迄」を書き入れたとある。寛政改訂増補版「盛衰記」ともいうべき書物がここで成立したのである。

松浦文庫本「小神野筆帖」の智巻（第四冊）は、このとき行われた書き改めの一部を反映した内容となっている。一部というのは頼重の略歴や各代藩主や正室の没年・戒名などの記述はあるものの、家康や江戸屋敷の坪数に関する記事が見当たらないため、松浦文庫本「小神野筆帖」は寛政版「盛衰記」そのものもしくはその写本ではないが、ここからの派生本と位置付けられる。

これらのことから寛政版「盛衰記」とその派生本である「小神野筆帖」は、原「盛衰記」の忠実な写本ではないことが判明するのである。

そのほか、引用文中「広ク候書物」とあることから寛政期の段階で「盛衰記」が広まっていたことが確認でき、さらに、藩にとっても重要な記録として位置づけられるようになっていた点は注目される。

「小神野筆帖」によく似た内容をもつのが「讃岐盛衰記」である。香川県立図書館旧蔵で、現在は香川県立ミュージアムが所蔵している⁹⁾。五冊本で、各冊には「一之巻」から「五之巻」と付されている。内題は「盛衰記」となっており、第四冊には「小神野筆帖」と同じく頼重の略歴や各

代藩主や正室の没年・戒名などの記事が所載されている。しかし「小神野筆帖」の仁巻(第一冊)にある高松城の規模に関する記事など各冊の末尾部分の記事がなかったり、別の記事となったりしている。「小神野筆帖」と同様、寛政期に改訂増補された「盛衰記」からの系統に属するが、異なる改変が加わった本である。

松浦正文庫中には「小神野筆帖」とよく似た題の「小神野夜話」という書物がある¹⁰⁾。『新編香川叢書』に翻刻掲載されており¹¹⁾「盛衰記」関連書物の中で、最も広く知られた史料である。

五冊本で、内題も「小神野夜話」となっており、序文はなく、本文から始まっている。本書には奥書が存在し、寛政四年(一七九二)耳順翁斎藤次美が、小神野光端の「盛衰記」を写すにあたって不足を補って「小神野夜話」と改めて家蔵とした旨が示されている。さらに弘化二年(一八四五)の筆写奥書が記されている。末尾近くに「寛永十九年(天保四年)巳迄百九十三年二及也」との記事があり、寛政四年成稿の斎藤本に天保四年(一八三三)頃加筆したものを弘化二年に筆写したのが松浦正文庫の「小神野夜話」である。

これを「小神野筆帖」と比較し、気付いた点を列記しておく。

「小神野筆帖」(以下、「筆帖」)でみた五代頼基の表現であるが、「小神野夜話」(以下、「夜話」)では「穆公」に変更、統一されている。また、筆者の経歴を絡めた記述(例えば「筆帖」の信巻冒頭)は割愛されている。序文がないこととあわせ、「夜話」は「盛衰記」にある執筆者個人の要素を取り除こうとする意図がうかがわれる。

記事内容は、基本的な構成についてはおおむね合致するものの、「筆帖」(智巻(第四冊)の前半部分は「夜話」では掲載されていないのをはじめ、「筆帖」にあつて「夜話」にない記事が多く存在する。また、文章表現や用語・用字についてもかなりの差がみられる。「夜話」は「盛衰記」をもとにしたながらも、「筆帖」とは別の系統をなすものと考えてよい。

「夜話」の編者である斎藤次美については詳しい情報が得られていな

い。先にふれた寛政三年の「盛衰記」改訂増補を示す記事は斎藤段四郎で、同姓で、年代も近いこと、いずれも「盛衰記」からの編集本に関わっていることから同人である可能性があるだろう。

原典となる「盛衰記」の表現を反映しているとみられる「筆帖」に比して、「夜話」は原「盛衰記」からの意図的な改変の度合いが大きいとみられ、記事の引用については「筆帖」などとの比較検討を行う必要があるのではなからうか。

「夜話」については「雪月花」の題名が付されている写本が存在している¹²⁾。いずれも三冊本で、第二冊と第三冊の順序に錯誤がある点も共通している。松浦文庫本「夜話」との関係については検討していないが、「夜話」流布状況の一端を示すものとして紹介しておく。

江戸時代後期になって「盛衰記」を校訂したものが「消暑漫筆」である。筆者は高松藩士の中村十竹であるが、著書の記述から先手頭を務めたことが判明する以外に生没年を含めこの人物の経歴は詳しくはわからない。「増補改訂讃岐人名辞書」¹³⁾によると、名は惟孝、字は伯敬、通称義太夫、号は贅岳、十竹、花頭で書画を能くした人物と記されている。著書に「古言采覧」があるという。

「消暑漫筆」は天保八年(一八三七)の自序があることから、そこからさほど遠くない時期に成立したとみられる。「盛衰記」の著者小神野光端が没してから半世紀以上経過しての成立である。執筆の動機は、「盛衰記」の批判にある。十竹は「消暑漫筆」の序文(翻刻後掲)で「盛衰記」は世上に広まって重視されているが、珍重されるほどの記述はなく、誤りがあり、「虚誕」「無実」の事項が含まれていると断じている。そこで正しいものは抄出し、誤りを正し、事実関係が曖昧なものは削除して記したのが本書であるとしている。

六冊本となっているが、第六冊は「盛衰記」とは関係しない。「綾南復讐記」と題された、文政十年(一二二七)阿野郡羽床村で起こった仇討事件に十竹が関わったことから、その体験を智である片山克孝に口述し記

録させた文章が掲載されている。

第一冊から第五冊までの内容は、「盛衰記」を各条ごとに引用（部分省略もある）し、それに続けて「十竹曰」「十竹主人曰」に始まる校訂文、批判文を展開する体裁をとっている。各冊の冒頭には目次が揭示され、閲覧の便が計られている（目次については一覧表を後掲している）。五冊本の区切りは、元にした「盛衰記」と異なっているため、「盛衰記」の区切りにあたる部分に「盛衰記仁の巻終る、是より義の巻にうつる」のように記述している。

校訂・批判は非常に厳しく、「盛衰記」の自序部分に始まり、ほぼ全部の条項に及んでいる。筆鋒は極めてすどく、年次比定の誤りや事実関係の訂正だけではなく、用字や用語、はては光端の人格批判に至っている箇所も多数見受けられる。その口調は、光端に対する害意すら感じさせるものであるが、詳細で具体性をもって加えられた批判・訂正内容も多く、多数存在する「盛衰記」派生本を引用する上で比較検討すべき史料であろう。しかし、批判・訂正の典拠が示されず、対象としている事項は古いものになると一九〇年余り前のことである点を考えると、「消暑漫筆」の記述にも一定の留保が必要となる。十竹自身も第五冊の末尾において、自著にも誤りがある可能性を認めており、「穿さく吟味」が必要であることを指摘している（後掲翻刻参照）。

「消暑漫筆」が引用している「盛衰記」は、先に検討した派生本のいずれとも文章が微妙に異なっている。十竹の時代には、「盛衰記」の異本や派生本はかなり広く流布されていたものとみられ、「消暑漫筆」の中に「小神野夜話」の他、「小神野筆乗」「玉藻艸」と表題が改められたものが存在することが触れられている。このように多数の写本や派生本が存在する状況の中では、十竹が底本とした「盛衰記」が小神野光端自筆本に近いものであったと考えるのは難しいと思われる。

「盛衰記」とは逆に「消暑漫筆」は今のところ写本の存在が確認できない。高松松平家歴史資料中に存在する本の第一冊の表紙には「此書中村

十竹翁編輯スル処ニシテ且ツ自筆也、珍重々々」と記されている。自筆原典以外には存在しないよう、執筆後、秘蔵されたままだった可能性がある。

蔵書印は「刀水文庫」と「鈴木蔵書」の二種が押印されている。「刀水文庫」の印は、明治期に柴野栗山をはじめとする讃岐先哲顕彰に尽力した弁護士・県議会の川口刀水（万之助）の蔵書であったことを示している。「鈴木蔵書」の印については不明である。松平家に集積された典籍資料群は、松平家が蒐集したものの他、県内の蔵書家からの寄附によって構成されている。川口刀水の蔵書は松平家歴史資料中に多数確認され、「消暑漫筆」もその中のひとつとして入ったものであろう。

（注）

- （1）「盛衰記」「小神野夜話」「小神野筆帖」の関係については、すでに胡光氏によって指摘がある。胡光「高松城下図屏風」の歴史的前提「香川県立ミュージアム編『調査研究報告』第三号、平成十九年
- （2）明治十五年成立、高松松平家歴史資料MY000283、香川県立ミュージアム蔵
- （3）昭和四年成立、高松松平家歴史資料MY000287、香川県立ミュージアム蔵
- （4）松浦正文庫127-05702、瀬戸内海歴史民俗資料館蔵
- （5）高松松平家歴史資料、収蔵番号MY000583、香川県立ミュージアム保管
- （6）井下香泉『讃岐松平藩士由緒録』、高松大学出版会、平成十四年
- （7）注（6）に前掲
- （8）頼恭の修史事業や「歴朝要紀」編纂については、胡光「高松藩の藩政改革と修史事業」「香川史学」第二八号、香川歴史学会、二〇〇一年に詳しい
- （9）香川県立図書館旧蔵資料、収蔵番号K1-00073、香川県立ミュージアム蔵
- （10）松浦正文庫127-05730、瀬戸内海歴史民俗資料館蔵。
- （11）香川県教育委員会編『新編香川叢書 史料編（一）』八〇五〜九四八頁、同書

刊行企画会発行、昭和四十五年

- (12)「雪月花」香川県立図書館旧蔵資料K1-00133、香川県立ミュージアム蔵、「雪月花」高松松平家歴史資料MY0000699、香川県立ミュージアム保管など
- (13) 梶原竹軒編、高松製版印刷所発行、昭和十一年第三版、後に昭和四十八年に藤田書店より復刻

参考史料(部分翻刻)※ルビの一部などは省略した

●「小神野筆帖」

盛衰記 序

宝曆(イ)卯年五月、暇日有によつて、昔を思ふ、我若かりしより以来旧記を好て色々の記録を集て逐覧して楽暮せし所「徒目附被 仰付候」、式拾歳官二仕へるにより暇なく、四拾七歳の時、病氣を請、官を辞して養生、已ニ五拾歳ニ至り病氣大かたにいへたり、又好道に帰て、旧友の書記を借集て、保養のために詠おりしに、落穂集と書を見るに、筆者ハ大道寺友山とやらの集しものと見へて、先に八十九歳にて記と書て歌有、子や孫の為と思ひて記置しんのましりし落穂なれとも、是を友山にくらへてハ三拾五若シ、いたつらに暮しはつるも余り本意なし、人に習らひて子孫のため、又我等ハ数十人の猶子とも有なれハ、何をかな記置てやりたくと思へとも、元より愚智文盲愚筆放逸の我等なれハ、いかんともすへきよふなく、せめて当国の移りかわる盛衰、また御家の御代々様の御為に人耳ニ残りおく事など秘事の様ニ成行、若年のものとも不知して、後々ハ其訳も消失せんや、我等聞覚居候事を記置て、子孫の者とも心を付ん事のミ思ひ、古文故事を引て認度候得共、左様の事ハ欠はなれて知らぬ我ゆへに、ひらかなに愚筆にて記畢、末世ニ至るとも他見する事なかれ、坊よく、とふよく、扱 御上の御勤事や御目出度事、或ハ悪敷珍しき事などの類、喧嘩口論などハ別帳に委細記して有故除申候、又年曆月日も大かた別帳を見れば御系図を指知れる様に有ぞ、喧嘩などの事ニ付、如何様懐の有事ハ又末に出しても置そ、是に

付録三冊有、是某兄之耳実公昔今の聴書也、大切にして拝見致可申候、

右ニ記候大道寺友山ハ主井伊掃部守殿留守居役也、隠居して惣髮に成り、友山と号し九十三歳、中村古彦三郎旧友にて江戸聖堂にて度々参会致候、唯人にてハなし、発学の人の由彦三郎直物語承申候、

見合 一、喧嘩一件留

参考 一、御系図留

可申 一、御規式留 別冊有

書 一、御城間数留

一、寺社領留

(仁卷(第一冊)末尾近く)

此書物広ク候書物とハ違ヒ段々書入置候事有之ハ、寛政三亥九月江府於御屋鋪被 仰付、其時相改書入候様ニと被 仰付、依之知卷ハ 家康公頼房公 英公共御一代并 御代々 奥様迄之御誕生并御法名其外江府御上屋鋪・下御屋敷坪数迄書入置候、別而他見無用

其時頭取

斎藤段四郎

●「消暑漫筆」

消暑漫筆序

人天地の間耳生る、は白駒乃隙を過るか如しとか、古の人のいはれしは、けにさる事と覚ていともかしこし、されは凡庸の己らは分陰をも遠しまてはあるへからさるを、資性懶惰にして百事の一事をたにこれと究たるわさもなく、かれと得たるふしもなう、犬馬の齡ひすてに七旬に垂とす、今ハ翁も致仕、農身なればもとより公事の忙きをもしらす、はた世のうきいとなみにもまじらねとも、唯忍ひかたきは、此ころの暑さのいふせ(訂正「たへかた」)きになむ、さるはわきてことしのあつさのみしきにや、かつは老ゆく身乃無堪すなりぬるにや、やうく秋も立にたれと残炎なお盛にして涼風いまたいたらす、むせるか如き茅屋の中へ身を

いる、にところなく、暑さへのミ酔て泥の如く、わらはへをしてあふきの風をよすかにて、徒らに光陰を移しぬることぞ、くちをしけれ、唐土の漢の代の馬援といへる人の老てハまさにも益壯なるへしとの戒もしらざるにはあらねとも、また宋の代の陸務観といへりし人の詩に、酒は是憂を治するの薬、書は睡を引の媒となると作れるも、余か如き身に取てハまた暑さを凌の一助ともなりなむかしと、細君に命じて一杯を傾け、左右にありける冊子をとりにて午睡の媒にと、是を繕見れば、小神野盛衰記といへるものなり、そか自序の中に子や孫らの為に記し置ぬ、他見する事なかれとは見ゆれとも、筆に涉せしもの、ためしなれば、今はこ、かしこに写し伝へて、純粹なる実記ともひとしくもてはやし、中にも凡愚乃人にいたりてハ小神野の盛衰記とて金科玉條としてこれを秘蔵し、人にかしえさずる事などはさらなり、仮初にも見することをさへ許さぬ人などのあることとあさましけれ、縦然正しき実記なりとも、もとより殊に珍重すべきほどの筆記にもあらず、況や其しるせるところ條々ことに誤れる事のなきにしもあらず、いみしきにいたりては事実大にたかひて虚誕無実なるもの數條あり、ものしらぬ余か如き者たにもこはいかにと思はる、事こと多かりけれ、視む人なほさらに是を信用せは事にとりてはまとひをいたし、過を生ずるの楷梯ともなりなむかし、因て今消暑の戯に是を沙汰し、其可なるものハこれをこ、に抄出し、其のあやまで、訂正「れ」るものは是を改め正し、その事実詳ならざる無用の雑話はすて、とらず、日々に午睡の時至れることに余か拙き筆を執て是をこ、に陳ね綴て、号て消暑漫筆といふ、あえ「訂正」へて是を人に示さむことにはあらねとも、余も亦多くの子や孫らのかゝるたとくしき筆の林にわけ入はかならず踐迷む事の心くるしさに、いはゆる漆桶掃帚模索するのみ、もし視むと観む人の手にふれたらむには、また唯笑具たらむのみ

今茲天保八とせといふ年の蘭月

六十九翁十竹道人述

消暑漫筆卷之一

小神野与兵衛著「盛衰記」と中村十竹著「消暑漫筆」について

一、盛衰記仁之卷

○十竹主人曰、此書「訂正」盛衰記を編し人、氏は小神野、名ハ與兵衛光端と云り、因て人是を小神野盛衰記といふ、此人実ハ永瀧助六広隆といふ人の四男にて、正徳三巳年留守居番に在し、小神野与五兵衛といへる人に養はれて、名を永之助とへり、与五兵衛死して後、享保五子のとし徒士並に命せられ、後徒士となり、元文二巳年徒士目附と云職に転せり、此時名を伊右衛門と称せしか、後与五兵衛「訂正」五郎兵衛と改め、又小平太と改称せり、此職に在し時廿一年にして宝暦六子年漸く惣領組に転し、歳奉行となり、与兵衛と改称し、安永九「訂正」三「午年」挿入「御留守居番に転し、同九子年」の六月に死せりと聞り、今の土屋伊右衛門といふ人の曾祖父なり、代々小神野氏を称せしか、伊右衛門の代に至り、文化二丑年に氏を土屋と改たり◎或云徒目附の職は絶て煩冗なる務なれと篤実にして数十年の勤勞を積ぬれば必その善報を得る事、其例なきにしもあらず、是によりて小臣の輩ハ皆々其辛勞を厭す、楽ミ勵て務るなり、今此人も仮役に出しよりハ廿五ヶ年の勤勞を積し事なれば、善報や有んと思ひしか、左はなくて漸く惣領組に転せし故、常々胸懐に佛鬱せりと也、されは此筆記の中に動もすれハ重職の人を誹謗し甚きに至りては上君上を誹謗し、頗口中に毒氣ありて、粗筆端に顯れたり、此「訂正」其「心ありて此書を見るへしと余に語れり、余其時を同ふせず其人となりを知らざれば、或人の説其当否如何とも知ねとも、此書は宝暦九年に筆を執り初しなれば惣領組に在し時なる故、或人の説さもらんかと思はる、也、因て暫く此に記し置ぬ○さて書を編て名を命する事ハ古の人乃粗略にせざる事なりと聞しに、今此書に盛衰記となつけし事、其名の当らざるにや、其自序の中に当国の盛衰又御家の御五代様の御間の事を記とハ見「挿入」ゆれとも、当国の事を記せるは纔に始め一ヶ条にして數行に過す、殊に甚粗略にして盛衰を見る程乃筆記もなし、全く英公へ当国を賜し事をいはんとの緒言まで也「訂正」なり、其余五卷皆御家の事を記せり、

按ずるに 御家ハ盛ありて衰なし、何そ名を命するのあやまれる、或人其名の允当ならざる事を厭て、小神野夜話と改し人も有、又小神野筆乘、又玉藻艸と改し人も有と聞り、是皆此記の誤り多く確実ならざる事を察せすみたりにおこましく名を下せるなり、嗚呼何ぞ拙き

一、自序 宝曆九卯年五月云々(中略)

○十竹曰、此序文自分の事をしるせるなれば誤りあるへきやうなけれども、宝曆九年の記に友山に比れば、三十五(訂正「九」と有しといへるを以て考ふるに、彼は此年五十四歳なり、又官に仕ふるとハ浪士より出て職俸に在付し事をこそいへるに、彼十五歳の時、三口を給りて徒士の並に出たれば、二十三歳官に仕てとハ云へからず、官を辞するとハ前に与へらる、職俸を君へ還してもとの浪士にもとるをこそいへるに、四十七歳の時、官を辞してとハ、何をかいへる、彼四十七歳の時は徒目附よ(挿入「り惣領組」に転したる時(訂正「年」)なり、自序の事なれとも通しかたし(挿入「甚しき誤りなり」)◎此に猶子といへるハ甥姪の事をさしていへると見へたり、礼の檀弓の篇に兄弟之子ハ猶子也とありて、是猶子の濫觴なりと聞けり、されは彼の用る所勿論なれと俗間に用る所とハたかへるにや、俗に猶子と云ハ養子よりも軽くして子分といへる位の事と見ゆ、英公の御統書の末にも猶子堯庸上人と見えたり、是は京師仏門の御子超秀といへる御方を御子分になされ、延宝二年十月高松へ御下向ありて、又佛光寺へ御入院なり、是俗にいふ猶子なり、甥姪の事とは別なり、しらすんはあるへからず

(卷之五末尾部分)

○十竹曰、此書序文にも記せることく、吾家の拙き若き者等の小神野氏の虚談に惑はされて、古き事とも覚へ違ん事のうたてさに、老の身の消日の戯れかてら、其誤りを正し示さんと思うまゝに、我浅劣なる事をもしれて至らぬ愚意を陳説し、はからすそこはくの巻をなすといへとも、素より未熟の寒生、日に月に老衰して年来見及び聞及び記憶せし事も十に七八は亡失し、年曆事実等を押正んと思へとも、心はかり

にてよき便もなければ、只徒らに思ふまゝ、を書つゝりし事故、さそかし毎事に其誤りも亦多かるへし、若き者等もし入用の事あらは、能々穿さく吟味して余か誤りを是正して毎事に過誤なからん事を第一肝要とせむ事を欲するものなり、みたりに余か記する所に惑ふ事なかれと云爾

「消暑漫筆」目次(「消暑漫筆」各冊の冒頭に掲載されている目録をもとに作成。算用数字は便宜上を付したるもの)

| | |
|----|------------------------------------|
| 1 | 小神野与兵衛光端之事 |
| 2 | 光端自序之事 |
| 3 | 英公御入部前当国之事 |
| 4 | 英公嵯峨御幽居并御帰府之事、付岡本庄右衛門の事 |
| 5 | 英公初而御任官并下館御拝領等の事、付御隠居御改名之事 |
| 6 | 御城御天守其外御普請の事 |
| 7 | 生駒時代の米蔵船蔵取更跡屋敷二相成候事 |
| 8 | 石清尾御宮御再興并大森氏惣奉行之事 |
| 9 | 石清尾神主并両部の事、付七步蛇之事 |
| 10 | 仏生山御寺御造営并寺由来寺格御朱印等の事 |
| 11 | 浄願寺御造営并由来の事、付本興寺・大本寺の事、金毘羅・白鳥御朱印の事 |
| 12 | 家中屋敷相増候事 |
| 13 | 町方も追々に建広り候事 |
| 14 | 御林御普請并御武具の事、付御山屋敷・中村御下屋敷の事 |
| 15 | 法然寺寺領配分の事、付藤の宮の事 |
| 16 | 日妙寺の事 |
| 17 | 矢延平六郎新開六万石の事、并御隠居様附衆中の事、付中条惣十郎の事 |
| 18 | 馬責馬場の事、并しなへ打の事 |
| 19 | 庵治乃生崎御殿の事、付大森氏の事 |
| 20 | 渡辺伊賀支配人手討の事、付両渡辺家の事 |
| 21 | 山科検校の事、付大森氏諷諫の事 |

| | |
|----|------------------------------------|
| 22 | 鳥井三右衛門押て御暇願出、御暇被下、船にて立退候事、付芦沢水之助之事 |
| 23 | 十三塚の事 |
| 24 | 五十目方元祖御召抱の事、付跡式の事 |
| 25 | 江城西之丸御手伝、付淡江八右衛門長松弥兵衛の事 |
| 26 | 五十目方船打御覧之事 |
| 27 | 小野五市右衛門小筒上手御召抱の事、付紀州江熊打に被遣候事 |
| 28 | 英公御七十余迄馬上御達者之事、付火事場御下知の事、付神尾久大夫之事 |
| 29 | 栗林莊の事、付御林守の事 |
| 30 | 横倉平右衛門素貞の事 |
| 31 | 英公御法体の事、付徒目附の事 |
| 32 | 観興寺愛行院の事、付御軍用具役の事 |
| 33 | 法泉寺了応米五合の事、付僧道の事 |
| 34 | 英公御談義の事、付法泉寺了応雨乞の事 |

卷之二

| | |
|----|--|
| 1 | 英公与治山御鹿狩の事、節公御早乘にて御出の事、付西岡是心齋沢流雅刀乃事 |
| 2 | 英公上意杖の事、大小刀柄の事 |
| 3 | 英公御武芸の事 |
| 4 | 甲賀五左衛門・甲賀八大夫・大西主膳御風呂にて有馬大学を煮殺むとせし事、三士切腹仰付らる、事 |
| 5 | 新井源六遺書して舟にて出奔せし事、并嫡子三左衛門の事、付奥村半左衛門隠居名の事 |
| 6 | 小田伝次郎中間手打と偽の事 |
| 7 | 英公御庭にて女の文御拾ひの事 |
| 8 | 英公御召出されの事、御老中伊豆守殿水戸へ参られ申上の事 御祝しの事、御定紋の事、能抛鞘御槍の事、付伊達家の槍御所望の事、并紀州公より御船進せられの事、并頼房公和田倉の外にて、英公御通遠御見損の事、并、英公長崎へ御出の事、付黄門公御機嫌損し候一件の事、大須賀久兵衛御使の事、付大須賀小兵衛不行跡家断絶の事 |
| 9 | 頼房公水戸にて御病氣御指重之事、英公御早乘にて御出の事、付八木弥五左衛門の事 |
| 10 | 讃岐守様と御改称の事 |
| 11 | 永田四郎左衛門御召抱の事、付火事の節織部殿へ答の事 |
| 12 | 英公奥様御入国の砌井伊殿御なふりの事、付和泉守殿の事 |

小神野与兵衛著「盛衰記」と中村十竹著「消暑漫筆」について

| | |
|----|--|
| 13 | 法然寺領の事 |
| 14 | 御三家様御招請の事 |
| 15 | 大久保越中守殿父子御預り并息善之助殿死去の事、付戸田十郎左衛門の事、岡田藤左衛門刀箱借用せしと云事 |
| 16 | 松平越後守殿松山へ御預ケの節海上送船、節公より御指出の事、付江崎にて破船の事、付上田忠次郎溺死の事 |
| 17 | 犬姫様細川侯へ御婚姻の事 |
| 18 | 安西治右衛門の事、付大官御宛行百俵に減少申立の事、郷舎所濫觴吉川市左衛門屋敷の事 |
| 19 | 大久保甚太夫駿州蒲原の宿にて喧嘩一件の事 |
| 20 | 御隠居様附番頭組頭の事、役替の事、并高井大蔵の事、武田内記・芦沢惣右衛門・入谷八郎太夫の事、并三浦市右衛門の事、付横目役御加増の事、付松崎淡右衛門家の事 |
| 21 | 黒川浅右衛門・吉田修理の子帯刀の事 |
| 22 | 寺沢浪人御召抱の事、寺沢家・板倉家の事、付石河代右衛門三味線の座を立候事 |
| 23 | 梶浦兵七御召抱の事、付池田勝入殿御父子の事 |
| 24 | 神保与惣兵衛御召抱の事、付感状等の事 |

卷之三

| | |
|----|---|
| 1 | 公儀御代更ニ付御隠居様御出府の事、并節公日光名代の事、付今村久左衛門御隠居様御貯米御蔵の封を切米売払、御表様御用を弁せし事 |
| 2 | 沼田浅八屋敷以前妖もの屋敷と云事 |
| 3 | 英公本多内記殿と大久保甚太夫喧嘩已後御にらみ合に成と云御通遠等危きと云事、付後御和談二成と云誤の事 |
| 4 | 河合平兵衛召出されの事、付子孫の事并生駒浪人尾池藤左衛門の事、付造田吉右衛門喧嘩の事 |
| 5 | 御鷹野に付、西郡百姓家御尋の所、皆半間口斗と郡奉行より申出の事 |
| 6 | 竹内藤太夫御召抱并御兵法の事、并明石立左衛門御召抱、付棒火矢の事、并那須善左衛門の事、付御秘事方初りの事 |
| 7 | 御家中風蝕屋根水打の事 |
| 8 | 侍屋敷小路二候辻番所の事、付御物成渡り方の事、并矢延平六郎栗熊村に十三里の懸井出を作ると云間違ひの事 |
| 9 | 御船蔵の事、付真行寺の事、雑魚場の事、今西新通町の所に有之候侍屋敷大浜へ引たると云事、付愛宕の事 |
| 10 | 先代の船蔵大老屋敷二成と云事、大久保主計大老に御取立の事 |

| | |
|----|--|
| 33 | 節公御意少き事 水瀧助六御川越申上の事、小夫五郎四郎団子の竹にて御駕籠の御簾を突上たりと云事 |
| 32 | 御生菓子砂糖の事、付御向詰鯛の事、付津田新八不首尾の事、後に庖丁手際御褒美の事 |
| 31 | 節公殿敷御儉約被遊、御貯へ金出来、御世帯方立直候事、御楊枝の事、并射場四郎右衛門、御節俵は上御一人に有と言上、御羽織を賜りし事、朱塗算盤の事 |
| 30 | 出頭人熊田助左衛門、近火之節、上田喜兵衛働を申上たると云事、并長松五郎左衛門、御紋付結の羽織を拵へ着用の所、節公御紋を御切抜遊されしと云事 |
| 29 | 節公には世のそけ者御伽に召つかはる、と云事 |
| 28 | 節公御嫡子右衛門様へ御意なしと云事、付長尾分哲の事 |
| 27 | 節公御不首尾の事、御国更の沙汰の所、水戸様の御蔭にて止と云事、并伊庭弥助の事、柳沢へ取入の事、家老御招の事、惣領組衆給仕の事、并御舅酒井忠清殿の事、并進徳の御懸物御拝領の事、并御能御勤被遊し事、并真守御刀の事 |
| 26 | 節公御代内検地、公儀より御尋の時御答の事、付奥村半左衛門へ御意半左衛門咄の事 |
| 25 | 糸姫様有馬殿へ御縁組御婚礼の事、付有馬殿卒去御清涼院様と奉称し事御悼の詩歌の事 |
| 24 | 林又兵衛宗貞父子の事付父子とも御答の事 |
| 23 | 石清尾八幡宮御神体の事 |
| 22 | 英公御葬式の夜龍飛と云事、付御像の事、後に御取更と云事 |
| 21 | 京嵯峨妓王寺の事 |
| 20 | 光園公御義理を御立、松千代君御養子の事、付、英公御世話にて節公御誕生の事、并英公節公御不和と云事 |
| 19 | 石井五郎右衛門・大森主税・能勢小左衛門の事 |
| 18 | 御城代・御城番・御留守居番頭御留守居番・御留守居与力之事、并榎本玉の井縁組の節之事、玉の井糸図の事 |
| 17 | 八木弥五左衛門男振自満、御入部の節御供と云事、付梶十郎左衛門・藤川善太夫之事 |
| 16 | 時の鐘の事 |
| 15 | 英公御武芸の事、付津川平右衛門佐分利の事、并佐分利伊之助の事、付長谷川主税御改易の節の事 |
| 14 | 渡辺彦右衛門御召抱の事、付家系の事 |
| 13 | 米原惣兵衛の事、戸田十郎左衛門御召抱の事、付家系の事 |
| 12 | 彦坂犬丸鑑着初、并石清尾へ奉納の事、并嫡子左近殿へ屋敷下されたりと云事 |
| 11 | 泉立寺の事、和泉殿葬式の事、和泉殿与力衆の事、付彦坂織部殿の事、多阿姫様の事、涼院院様屋敷の事、付彦坂小四郎家の事、并御城中御門大腰掛と云事、付織部殿河合平八に刀を贈ると云事 |

| | |
|-----|---|
| 34 | 小夫五郎四郎横目の節、印判の事 |
| 卷之四 | |
| 1 | 節公茶屋町又ハ天神境内の遊女二折々御通ひと云事、并七條宗貞の事、付西尾方右衛門・佐治理兵衛茶屋にて御遊ひの御邪魔せしと云事、并玉木彦四郎鼻の事 |
| 2 | 節公川内原政所の下女御召抱と云事、并御妾於美奈の事 |
| 3 | 節公奥坊主独言御聽、御金賜りし事、付金馬休齋の事 |
| 4 | 光園公舜水に仰て罪人に論語を解聞せ罪に落得心せしと云事、并諸大名の御方二生けさなざる、と云事 |
| 5 | 節公御隠居遊さるへくの旨仰出されし事、御隠居後目黒御下屋敷へ御移徒御一件御附の衆の事、并御機嫌窺に罷出る事御断罷出たる者へ御書等賜りし事、付御逝去日内山へ御納棺の事、祠堂の事、御神主の事 |
| 6 | 播州赤穂御籠城の沙汰につきて、年寄大久保主膳殿、物頭衆・横目衆等を帥ひ、沖合へ罷越と云振にて各出船の事、三番頭衆へ御用番問嶋伊右衛門殿より内意申聞の事 |
| 7 | 節公御吸物に女の髪結たる元結入て有しにつきて、御膳番宮寺伊右衛門を召て御杯下され御羽織賜り御懇の御意有と云事、并伊右衛門其後不慮に匹夫に討れたる一件付宮寺家の事 |
| 8 | 靱負君の御事、并公儀へ御召出ありし事 |
| 9 | 金毘羅大権現より靱負君へ刀を賜りしと云事、付赤坂の駅にて猫魔と <small>ねま</small> 合神力の靈ありと云事 |
| 10 | 恵公の夫人豊姫君の御事、付恵公御実名御改の事、并龍の口御屋敷伊庭弥助宅より失火御屋形向焼失の事、奥様御立退の事 |
| 11 | 伊庭弥助新参者と云事、付火中へ飛入焚死たる事、付弥助家の事 |
| 12 | 龍の口御屋敷小石川御屋敷と替る事、加治長右衛門普請奉行付大工頭宮地五右衛門・西岡甚内争論の事 |
| 13 | 豊姫君御病氣御逝去の事、付老女山中の事、并於久様京都より御出府御縁組等の事、付御母公の事 |
| 14 | 御代々御行列向の事、并師岡新右衛門、日比谷御門にて喧嘩の事 |
| 15 | 御国大地震の事 |
| 16 | 享保三年正月高松大火の事 |
| 17 | 右大火に大手三ヶ所御門も焼失せしに、老中衆うつそりかへりて、江戸よりの御下知にて漸飯番所立と誇れる事 |
| 18 | 享保三年十二月御馬屋失火焼失の事、付石清尾祭礼の節、流籠馬に出たる御馬はかり助けたる事 |
| 19 | 恵公勅使御別荘にて御麻疹の事、付御医師衆の事、并江戸にて若殿様御麻疹し御逝去の事、付、永之助様世に御願の事 |

| | |
|----|--|
| 20 | 惠公御代後藤主膳初出頭人の事、出頭人批判の事、并出頭人批判の事、御世帯不足に付御人誠虐政の事、付大浪人姓名并最早不及御沙汰旨仰渡されの事、付大久保・後藤二大老天罰にて家断絶の事、大久保家ハ、穆公尊慮にて名蹟御立なされし事、付七條權蔵死を以て諫を奉りし事 |
| 21 | 惠公御代出頭人の事 |
| 22 | 仏生山宝蔵入親鸞上人自作の木像の事、付 惠公御代に至り京都より使僧を以て木像取戻しに参れりと云事、并丸亀一向寺より勝法寺へ申越せし事 |
| 23 | 惠公御養子成以前の事、付後藤主膳兄弟種姓の事、兄坊立は後浄願寺へ住職法然寺へ移転新格の事、付増上寺役僧長老三席の事、并後藤主膳小僧より大老に出世し君を欺き私慾擅に其餘出頭人等も私慾を擅にせし事、藤川兵助悴の事、 惠公御他界御代更りになり光端遺恨を以て、宍風君御改事を諷誘し悪人と称し悪口雑言の外、付菊池倉人試作を献せし事、并 懐公御代になり講堂御修覆、文武両道御再興、文武の師役御取立の事、并光端又雑言元文の御改事を茶臼の田案にてもと悪口の事、付穆公御家督御当分より御初年の事、并後藤主殿病死家断絶、付玄番寡婦御扶持の事、奥村秀八を養子にせし事、又断絶の事、付秀八養子願濟日奇恠の事 |

卷之五

| | |
|----|--|
| 1 | 光端、大森八左衛門殿福田求馬殿を恨み悪口の事 |
| 2 | 大森八左衛門と改名を諷る事、付大森与惣殿を悪口の事 |
| 3 | 谷蔵人家断絶の事、又御取立の事 |
| 4 | 節公、谷家を御悪み主殺めと御意有之と云事 |
| 5 | 麦切一件の事 |
| 6 | 古馬場侍屋敷の事、付宮脇通侍屋敷の事 |
| 7 | 御米蔵前新地を築出したる事、付小笠原数馬を悪口の事 |
| 8 | 吉田藤右衛門と云奉行いらぬ事計辯なりと諱る事 |
| 9 | 深井林右衛門射術の事 |
| 10 | 御流義十文字槍術の事 |
| 11 | 岡田藤左衛門大伯父岡田源太左衛門、福嶋家にて猫魔見届と云事、付源太左衛門後高松へ参り召抱に成と云事、付岡田藤左衛門、奥様御供二罷越町人に金三百兩投出し遣すと云事 |
| 12 | 見性寺へ癩病人の乞食参らすと云事 |
| 13 | 旧鼠反て猫を食ふと云事 |
| 14 | 宮脇村祥福寺の事、并鶴州徳蔵の事 |
| 15 | 御城御堀端の屋敷、長屋腰瓦・掛堀・土塀の事 |

小神野与兵衛著「盛衰記」と中村十竹著「消暑漫筆」について

| | |
|----|---|
| 16 | 石清尾別当五智院へ屋島寺の弟子をあたまへしに上より任職仰付られ、古実を失ひたりと光端悪口の事 |
| 17 | 荒川治右衛門・西岡徳寿郎闘争一件の事 |
| 18 | 栗田治郎八、丸亀社人秋山大蔵小輔を殺害一件の事 |
| 19 | 奉行入谷八郎大夫、横目中山所左衛門、其他勘定奉行宮川丈右衛門を初、代官・吟味人・郷普請奉行等、中の村田中吉右衛門と云小臣者の座敷を借、日々寤合悪意を廻らし、郷中をせだけ取評議をなせしといふ事 |
| 20 | 惠公御代江戸の糞付馬を百両に御買上と云事 |
| 21 | 松平半左衛門殿戸より御国へ被参し諷と云事、付膝丸の太刀の事、付市川寅之助、林数馬を暗打にせしと云事、仇討の事 |
| 22 | 松平半左衛門殿の屋敷の事、并織部殿嫡子主殿殿の事、屋敷の事、付織部殿中屋敷を伊沢兵右衛門に下され普請仰付られ、出来の上御取上大須賀小兵衛に下されたる事、小兵衛不埒にて浪人の事、付別家大須賀の事、并佐野八兵衛・佐野内膳段七家の事 |
| 23 | 懐公御逝去、穆公御養子一件、付光端、八左衛門殿を悪口の事 |
| 24 | 新たに目安箱仰付られ、言路を開き給ひし事 |
| 25 | 記録所といへる役所新たに御建遊され、多くの結構なる御記録出来せし事 |
| 26 | 明和七年大早魃に付御意の事 |
| 27 | 第五條より第九條まで略す |
| 28 | 死刑に行はれし者一人につき回向料銀一兩つ、西方寺へ遣さる、事 |
| 29 | 塚田治大夫家来若党浪人為八死刑の事 |
| 30 | 礼儀類典五百十卷御出来の事 |
| 31 | 第十三條・十四條雜記故略す |
| 32 | 三族九族の事 |
| 33 | 第十六條・十七條雜記故略す |
| 34 | 稲荷大明神御勧請の事、并に初卯の祭芝居の事、付彦坂矢柄不覚をとりたる事 |
| 35 | 穆公明和八卯年四月御乗船御着府後御不例七月に至り御太切に及び御跡式御老中方へ御願出の文格先例、定公尊慮に叶はず此度御三家方御同やうの文格に改り御指出と云誤の事、附穆公御法号殿の字を除しと云誤の事 |
| 36 | 定公初て御国へ御暇の節、御拜領御刀の事○法然寺織目御札の事○安永五年六月親之病死跡暫断絶の分の子供十九人、御徒士に召出されたりと云事 |

卷之六

| | |
|---|-------|
| 1 | 綾南復讐記 |
|---|-------|

※「目次」の筆耕については小野麻美氏が担当し、御厨が校訂した。

二、松平頼重期の高松城下町と新田開発に関する記事の抄録

(一) 「盛衰記」の記事

香川県立ミュージアム所蔵「盛衰記」を底本にして国立公文書館所蔵「盛衰記」との異同を示しながら、高松松平家初代頼重の時期を中心に、当時の高松城下町と新田開発に関わる記事を抄録する。「」内は国立公文書館所蔵「盛衰記」の記事との違いである。なお、一文字のみの異同については、ルビで示した。

(一巻)

一北浜之沖より片浜ニ相成居申候所、新規ニ築地ニ被仰付候
一北手海手東西ハはと崎蓮華寺東、武士屋敷北手之土手はと崎を築、土手ニ並木を植、柘植安左衛門え被仰付、安左衛門下知にて「安左衛門下知にて、ナシ」築立申候、元禄十五丑「十七」年七月廿二日大須賀小兵衛列座にて安左衛門え主馬殿被仰渡、出来、並松は大木ニなり一トかかえ「二」以計ニ成居候所「計にて御座候処」、享禄五六之頃より北汐あて強成「相成」、家中難渋住かたく「家中難住」北六軒引、土手も松も皆々汐に打たおれ土手も崩れ、石垣計にて留り申候、浜松打たをし申候「浜松打たをし申候、ナシ」、享禄七八「之、補」頃次第二ころひたり「倒れ申候」、屋敷ハ、補同十二壬未年正月ニ仰付有て「被仰付」六月迄「引たり」引申候「一片原町兵庫町筋ハ御堀之上え掛作り之納屋御座候「処、補」、其後納屋引申也、是は古キ御絵図在之「在之、ナシ」、拜見致候ニ付記置「申、補」候、御先代町絵図御屏風在之、表坊主頭預ル
一町並も「町家ハ」東ハ今橋切ニて松島の家ハ一軒も無之由、西ハ柏野屋前之石橋切ニて王子権現は野中「に、補」御座候所、今之通り家数も増申事ニ「事ニ、ナシ」候、大手と云は「申ハ」塩屋町田町西浜三ヶ所ニて御座候、昔之形より「三」今以大手三ヶ所にて、さらし「晒」之者在之節は田町ハ古えの出口中下馬、西は柏野屋前ニてさらし申也、柏野屋「の、補」西ハ追々「運々」建延申也、田町も下馬より先ハ運々建延申候「申

候、ナシ」

一御林も 英公御願ニて御建被遊候

一御代々之内矢野部平六と申者「もの」に被仰付、新開御披「開七」被遊候て「遊候、ナシ」六万石出来、右新開「新開、ナシ」之分 御隠居様え御取被遊候

(二巻)

一英公御代ニは侍屋敷小路小路ニ辻番所在之、夜中計番人さし置、火の廻り為仕候、(中略)「大免之事も、補」亥年内檢地被仰付、公儀御引渡之節とハ「とハ、ナシ」檢地打出申候、其更り免ハならし余程下り申候、是を亥の内檢地と申候、初七ヶ年之内は御年貢も見取ニ被仰付「候、補」、檢地は藤川善太夫・矢延平六と申者仕候、平六別而功者ニて栗熊にて「にて、ナシ」十三里の掛井手ハ平六仕候、栗熊之山「之、補」北之岩に年号月日矢延平六此井手成就と切付、于今「今ニ在之候、」此、補井手出来、明日より水を引候様ニと申付、平六は高松へ罷帰候として「とて、ナシ」国分ニて昼休ミ致罷「致罷、ナシ」在候処、百姓共大勢欠付、平六へ申聞候は、今朝より水を仕懸之処、七里計参り、水通り不申候、御見分被下候様ニと「ニと、ナシ」申「候、補」ニ付「三付、ナシ」、平六申候は、「已レ」おのれ等我が申付を不用「ケ故にて、補」、夫ハ、補先を掘過候ゆへ水のり不申候、水止り候処より一二里之間一尺二三寸ツ、掛樋を埋メ可申候、十間ニ老尺八寸ツ、先を高ク不致候ては水ハ行物ニてハ無之由申付、百姓共を追戻候、平六は高松へ罷帰候、百姓とも罷帰り「罷り帰り、ナシ」平六申付之通り埋メ候えは、水能行、于今「今ニ掛井手「無、補」別条なく「なく、ナシ」十三里水通り申候、「矢野古逸物語にて候、補」
一扱善太夫・平六見分之上、御領分ニて新開六万石出来申候、生駒家之時地方之功者として「三付」壹岐守殿舅藤堂和泉守「泉州」殿より二千石取之内「二千石取之内、ナシ」西嶋八兵衛と申者を付置れ「被付」、郷中之指引ハ八兵衛仕候、壹岐守殿身上崩候ニ付八兵衛も「八兵衛も、ナシ」泉州方

へ「罷、補」帰り、于今「今」に相勤罷在候由、先代之内満濃池を築候は則此「則此、ナシ」八兵衛にて御座候由、英公御入部之上新開六万石出来候由八兵衛承り伝へ候て「伝へ候て、ナシ」、我等義も此新開氣付不申候にては無之候え共、末世ニ至り城の北にすか「洲」出来候て「候て、ナシ」北のあて「當」強く成可申候由「と申候由、補」殊に当分は何の相更儀も無之候処、百年之後に至り「殊により、に至りまで、ナシ」八兵衛積之通り北手之當「テ、補」強ク成候て「候て、ナシ」、御城水御門之外へ砂押込ミ汐満来り、毎年「水御門外え、補」砂堀捨候も「濱」の丁土手は我等若盛り迄ハ土手下へ沖より汐満申事は夢々無之、西の波戸抔汐につかり申事「ハ、補」覚へ不申候、東「御、補」米蔵の波戸ハ三十年以前迄は五十間之波戸中程まで汐參申候「申候、ナシ」、其後段々汐増て

北の土手「を、補」打崩候て、侍屋敷住居成不申候、廿七年「已」前に濱の丁「濱」の丁、ナシ裏輪六軒ハ引申候、材木蔵も八間南へ引寄致候え共、次第二北ノ当強ク相成申候、郷東川の裾は五十年「已」前迄は大洲にて在之「在之、ナシ」、折々八左衛門鱧と申名の付く「名之付たる」ふか「鱧」參候て「候て、ナシ」渡り「度々」人、補をなやまし候事御座候「之、補」処、次第々々「々々、ナシ」に埋り、今は「以、補」大すか「天洲」に成候て「候て、ナシ」沖の方「へ、補」十丁計も洲か出来「洲」成、いかなる「いかなる、ナシ」大汐ニもつかり不申候、懐公の御代小松を御植「ぎ、補」せ被遊候て「被遊候て、ナシ」于今「今」ニ松原ニ成居申候、六十年之間に大洲松原ニ成申候「六十年之間に成申候まで、ナシ」、今ぞ「今」ニ到り、補西嶋「八兵衛、補」か言葉お思ひ当申「り、補」候、

八兵衛屋敷跡ハ今の大本寺也「この行、ナシ」、
一 明和三戌秋、材木蔵兎角「日々、補」汐につかり申候ニ付、残らず引「不残引」、材木蔵、補本作事「役所、補」へつはミ申候、此洲ニすり落シと申て昔大穴有「ハ今ニあり」、此所「所々」二六七間計在之鱧壺疋住居申候由、度々見申候者も在之由、三木半太夫も儘に見届候由「ハ、補」承申候由「御座候」、

一 御船蔵は先代無量寿院之寺地之由、先代に今の所へ引、跡は明地に成居申候、隣は真行寺にて表廿間裏廿六間也、真行寺之西は雑魚場にて獵師の小屋掛在之、其西は無常場にて御座候、雑魚場と無常場トノ間に蓮華寺と申寺一ヶ寺あり、無常場の西南に愛宕之社御座候、愛宕の西ハ片濱にて波さしにて御座候、愛宕之社の脇ニ讚州壺番之なぎの木御座候、英公御入部之刻、真行寺を只今之処へ引せ被遊、無量寿院之跡明地と真行寺跡を一つに被成、只今之御船蔵ニ被仰付候、先代之御船蔵ハ大久保主計屋敷ニ被下候、右の条については、異同が大きいので、国立公文書館所蔵「盛衰記」の該当箇所を次に掲げる。

一 先代ニハ只今之御船蔵之所ニ無量寿院、其隣ニ真行寺、右ニヶ寺有之、其西ハ無常場、其西南之方ニ愛宕之社有之、其西ハ片濱にて波さし御座候、愛宕社之脇ニ讚州壺番之なぎの木有之、英公御入部以後、無量寿院・真行寺只今之所へ御引セ被遊、右ニヶ寺跡ハ只今之御船蔵ニ被仰付、先代之御船蔵ハ大久保主計屋敷ニ被下候、

(二)「消暑漫筆」の記事

(卷之一)

十二

一 町並も東ハ今橋切にて松嶋之家ハ一軒も無之由、西ハ柏野屋前之石橋切にて王子権現ハ野中ニ御座候所、今之通家数も増候事、大手と言ハ塩屋町・田町・西濱三ヶ所にて御座候、昔之形にて今以大手三ヶ所にてさらし者有之節、田町ハ古之出口中下馬にてさらし、西ハ柏野屋前にてさらし、柏野屋より西ハ連々建延申候、田町も下馬より先ハ連々建延申候、

○ 十竹曰、彼か記する所委細を知らずして記せるにや、其誤少らず、東ハ松嶋にも、たの如く立続きたる人家はなけれとも此際に人家はあ

り、一家もなしと云ハ誤りなり、又ハ柏野屋前の石橋切にて王子権現は野中にありと云も誤りなり、此頃石橋より東は今の西新通町の分兩側東の突あてまで皆侍屋敷なり、町家は一軒もなしにて、右の石橋より西は柏野屋の前より王子権現の門前通西へ突あて南は金光院屋敷の御座候、北は今の権現西横手裏門の西手、東向の町家の分北の角まで今の通西通町なり、因て権現は町中なり、野中にはなし、権現の北うらも今の通町なり、権現の裏門の通りより西への往還にて、今の通の道にて此道より北手は木蔵町と云、町家は一軒もなしにて、夫より北今大久保金左衛門・松植栄之介・近藤登屋敷より西は愛宕の際までの屋敷ハ一軒もなし、蓮華寺より西南の方皆畑なり、愛宕の祠は原野中にありたるなり、光瑞か権現祠ハ野中にあつたと云ハ愛宕の祠と取違たるお話を聞誤りたるにやと思ハるなり、又さらし者の場所、東ハ塩屋町二丁目南のはつれ、木戸の内なり、此昔の棒はな也、木戸より外橋本屋前より東ハ漸々に建家続きたる也、此辺古来郷分にて郷方支配なりしか、文政十一子年十一月廿日町方支配地に相成、右の木戸より外を当時ハ塩屋町三丁目と唱へしとぞ聞し

十六

一御代之内、矢野部平六と申者二被仰付、新開六万石出来、右新開之分御隠居様へ御取被遊候、(中略)

○十竹曰、矢野部平六と申者二仰付られ新開六万石出来と云々、余按るに、矢野部平六と云、恐くハ誤ならん、寛文中に代官森善太夫手代に矢延平六郎と云者あり、此人の事と思ハるるなり、若此人ならんにハ墾田六万石出来たらんは大功也、屹度御褒美もあるへきに漸々細工人格にて終れり、御入部以後僅に廿年にたるたらざる年数の間に此小国に六万石と云夥敷新田出来たりと云もいかかあらん、たとひ出来たり共皆御隠居様へ御取遊さると云も憚なり、余り御十分過たる事にて彼かいふ所皆不審なり

(卷之三)

廿三

一英公御代には侍屋敷小路小路々々二辻番所有之、夜中計番人指置、火之廻為仕候、(中略)

○十竹曰、(中略)

○又藤川善太夫と云ハ、恐くハ誤ならん、森善太夫なるへし、平六と云も誤なり、矢延平六郎と云者也、代官手代なり、偕栗熊十三里の掛井手と云事、甚訝し、先栗熊の郷栗熊・富熊の二村を合せても十三里の事ハさし置三里の地も心元なし、頃日栗熊の庄屋へ尋遣せしに瀧の宮川の上より水をとりにて十八九丁つづきたる懸井手ハあれとも十三里の事ハさし置三里の井手もなし、勿論栗熊山の石に平六郎姓名ほり付たると云事も見聞したる事もなしと也、されハ光瑞か爰にいへる所悪しき虚誕、人を欺くと云もの也、無證の事なれ共計り見るに十間に一尺八寸つゝ、末を高くするときハ一里にて三十八丈八尺八寸上り十三里にてハ五百五丈四尺四寸上りになるなり、かやうの山よりも高き懸井手あるへきやうなし、栗熊の庄屋も此言を聞いて一笑せりとなり、矢野古逸と云人も小神野に劣らぬ鉄砲打と見えたり、

○追加 上文に記せる栗熊十三里の掛井手と云ハ途方もなき虚誕なれとも、岩に姓名ほり付くるハなき事にあらず、光瑞か記せる所ハ所ちかひなり、せんさくを遂しに那珂郡羽間村の出水を仕掛牛願山の麓瀧の鼻を南より東へ引廻し凡二百七十間はかりの井手を掛て其水を鶴足郡岡田の郷へ灌けるやうにしたるなり、其瀧のはなの岩に此井手成就天和貳壬戌曆五月上旬矢延可次と三行にほり付てあり、光瑞か記せる所は此事を誤れるなるへし、光瑞か矢延平六井手成就といへるは誤なり、此時は矢延庄兵衛といへり、平六郎ハ此より以前の名なり

廿四

一御船蔵ハ先代無量寿院之寺地之由、先代今の所へ引、跡は明地二成居申候、隣二真行寺御座候、其西は座小場と申、魚獵師之小屋有之、其西は無常場にて候、座小場と無常場と之間蓮花寺一ヶ寺御座候、無常

場之西南ニ愛宕之社御座候、愛宕より西ハ片濱ニて波さしにて御座候、愛宕の社之脇に讚州一番之榎の木御座候、英公御入部の刻、真行寺を今の所へ御引せ無量寿院・真行寺二ヶ寺之跡を一つニ被成、只今之通之御船蔵ニ被仰付、先代之船蔵ハ大久保主計屋敷ニ被下候

○十竹曰、無量寿院、先代今之処へ引ると云ハ甚誤りなり、御入部より十四ヶ年後、明暦元年中の村、今修理様長屋の所へ所替仰付られしか、又寛文七年に今の処野方村へ所更なり、明地にて有しと云ハ誤なり、真行寺ハ無量寿院の西隣なり、其西ハ座小場と云ハ誤なり、真行寺西隣に表口東西十七間南向の屋敷一区あり、寛文八九の頃迄矢田孫兵衛宅なり、孫兵衛ハ五十石留守居与力なり、此家ハ絶たり、今の矢田一之進の自家なり、其西隣南北三十間はかりの町家なり、右之分今の御船蔵土地なり、右町家西向にて前ハ南より北海はた迄の往還道あり、此道の西手も町家あり、今松崎新十郎宅の東手御用地の所なり、又今乃村鉄蔵屋敷の所も町家なり、此町家の分を此頃魚屋町と唱るなり、光瑞か座小場といへるハ此町家の事をいへるならむ、座小場と云けるハあしく雑魚場とかくなり、雑魚とハ色々の小魚の雜りたるを云なり、雑魚の字音サウキヨとよむ、サウを略してサとよミ、キヨのかへしコとかへる故キヨをコとよミてざざといふなり、又雑喉魚とかきたるもあり、是もよき文字なり、又今日妙寺門前南北の道より西増田小右衛門宅より西ハ弘憲寺裏門道東手迄、此裏門道此頃ハ北海はた迄ぬけとほりたる往還道あり、向ひがわハ松崎新十郎宅より西ハ蓮花寺東隣迄皆町家なり、此町を百姓町といふなり、此町家の北に又往還道東西にあり、其北手も町家にて大方海はた迄町なり、百姓町なり、蓮花寺は昔より今の地に在と見ゆ、其西を無常場と云事左もありしやしらす、愛宕社今ハ北の方へ寄、南向なれとも、英公御末年の頃までハ吉祥寺門前通、今関宇兵衛・依田戸右衛門宅の門前東西の往還西へ通りぬけ、其つきあて愛宕境内に愛宕の社東西にあり、宇兵衛・戸右衛門門前の通ハ愛宕社の馬場さきのやうに見ゆるなり、いつの頃社を

今の所へ移せるやしらす、又蓮花寺の前南側隣、今猪熊曾太郎宅より西、愛宕の際までの屋敷より南ハ今東木蔵町の北側隣の分の町家の所より北ハ一円に白田なり、愛宕社の正西ハ材木蔵なり、又英公御入部の刻、真行寺を只今の処へ御引せ遊さる、とあれ共、是ハ誤なり、寛文の末までハやはり御船蔵の所に在て見ゆ、真行寺を今の所西濱へ移されたるは延宝四年の事にて、節公御代なり、彼ハ是をしらす、推量にて記せるなり、又北一番丁と申侍屋敷を表裏五十軒計と云々、是又誤多し、延宝二年迄ハ北は御船蔵の辺より南ハ八番丁まで引統一円の侍屋敷なり、南北を分つへき界なし、延宝二年に今の一番丁の北うらに石橋より東へ侍屋敷一丁両がわにありしを、都合三十五軒取除、其跡町家になされ西新通町と名付るなり、此町出来たる後、侍屋敷南北に分れたり、因て北一番丁北二番丁と云名目出来たると見えたり、延宝二年より後の事と見えたり、右の三十五軒引屋敷になりて、今の大濱の丁侍屋敷二十六軒新規に建たるなり、彼か五十軒はかりと云るハ誤なり、右大濱廿六軒の内今大的場の南手に有し北向の分六軒ハ享保十五戌年に引て今ハ蓮花寺の並ひ南向の分はかり以前の如く残たる也、大濱の侍屋敷其後割屋敷になりたるもあり、新に立たるもあり、今ハ二十軒計もあるへし

(注)

(一) 掛井手の水が通らない理由について、香川県立ミュージアム所蔵「盛衰記」をはじめとする諸本に「十間二巻尺八寸ツ、先を高ク不致候ては水ハ行物にてハ無之由」との記事が見える。この点について「消暑漫筆」は次のとおり批判している。

十間に一尺八寸つ、末を高くするときハ一里にて三十八丈八尺八寸上り、十三里にてハ五百五丈四尺四寸上りになるなり、かやうの山よりも高き懸井手あるへきやうなし

一里は三六町、一町は六〇間であるから、一〇間につき一尺八寸(約五四・五_サ)
 ずつ高くしていけば、十三里では一五三二_サ以上の高さとなる。

国立公文書館所蔵本には「十間二一尺八寸づつ先高く致し候ては水行く物に
 てはこれなき由」と見え、水が通る限界を示していることになる。

(2) 香川県立ミュージアム所蔵「盛衰記」には、平六の栗熊十三里の掛井手の論
 拠となる「矢野古逸物語にて候」の文言が見えない。「消暑漫筆」には、同掛井
 手の記事に関わり、「矢野古逸と云人も小神野に劣らぬ鉄砲打と見えたり」と
 あるから、右の矢野古逸に関する記事を欠く系統の「盛衰記」は、中村十竹が
 参照したものではない。

三、松平氏入部後の新田開発と高松城下沿海部における海岸浸食につい
 て

(一) 矢延平六について

「盛衰記」の諸本によれば、松平頼重期の新田開発の中心となった人
 物は、矢延(矢野部)平六⁽¹⁾であったとされる。この平六について「消暑
 漫筆」は「矢延平六郎と云者也、代官手代なり」と指摘している。矢延平
 六郎は、高松藩の郡奉行の支配下にある代官の手代であり、「松平家登
 士録」⁽²⁾には、次のように見えている。

矢延庄兵衛 初め平六郎 天和元(一六八一)年酉 庄兵衛 年月
 不知代官手代

寛文四(一六六四)辰十二月十二日米三石御加増 同八申年米十石
 二人扶持 郷方手代 年月不知御勘(簡)略の時分、御暇申上ぐる
 の通り仰せ付けらる。

延宝七(一六七九)未年正月廿四日、郷方井川の御普請等功者につ
 き、郡奉行中申出で候、依て相談の上御耳に達し候ところ、御調法
 の者に候はば召し出さる。郡奉行どもえ預け置き候様仰せ出だされ

候につき、その旨申し渡し、御切米十三石二人扶持下さる。以後成
 行不知。

また、「盛衰記」に平六とともに寛文五年(一六六五)に始まり、同
 十一年の亥の年に終わった高松藩の「亥の内検地」を担当したとされる
 「藤川善太夫」については、元禄十三年(一七〇〇)に幕府の命により元
 禄国絵図の製作が行われた際、讃岐・阿波両国国境の突き合わせを行っ
 た文書⁽³⁾の連署に「藤川善太夫」が見えている。人名は一致するが、年代
 に開きがある。

「消暑漫筆」はこの「藤川善太夫」を「森善太夫」の誤りとする。「森善
 太夫」については、寛文検地に際し、寒川郡富田中村についての検地役
 人の一人として現れており⁽⁴⁾、実在の人物である。

前掲の「松平家登士録」の記事によれば、寛文検地の開始前年の寛文
 四年に平六郎は「郷方手代」となり、その後、検地が行われている期間
 の同八年に年米一〇石二人扶持を給されている。これは下級武士の待遇
 である。

「盛衰記」に亥の内検地で「検地は藤川善太夫・矢延平六と申す者仕り
 候」と見える「藤川善太夫」は「消暑漫筆」の指摘どおり、森善太夫、「矢
 延平六」は同じく、同姓の平六郎の誤りである。「消暑漫筆」が「寛文中
 に代官森善太夫手代に矢延平六郎と云者あり」と指摘するように平六郎
 は寛文検地のころ代官森善太夫の手代であり、その指揮下で検地の実務
 を担当していたのである。

その後、平六郎は高松藩の「御勘(簡)略」(財政節約)の時分、「御暇」
 (退職)を願い出て、郷方手代を免ぜられている。『香川県史3通史編
 近世I』によれば、高松藩は寛文検地後も財政難が続き、家臣への知行
 米支給高の削減を行っていた。そのころのことである⁽⁵⁾。

延宝七年(一六七九)にいたり、「郷方井川の御普請等功者」つまり水
 利工事のベテランということで、郡奉行中より藩主へ申し出があり、認
 められて再登用されている。この登用も、藩の財政状況を好転させるた

めの方策にいずれもものであろう。

それでも給付されたのは、切米一三石二人扶持という少禄にすぎない。「消暑漫筆」が、「盛衰記」で藩領内で新田六万石を開発したにも関わらず、平六郎は「細工人格」で終わったではないかと、「盛衰記」のいう平六イコール平六郎による大開発が虚構であることの裏付けとしている。この「細工人」という役職は作事奉行の下役である⁶⁾。いわば、現場の技術者であった。

平六郎が実際に水利関係の事業を担当していたことは、「消暑漫筆」が証明している。それは、「盛衰記」にいう平六の指導による栗熊十三里の掛井手（用水路）の話が虚言であることを示すために、平六が栗熊山の石に用水路の完成を記念して姓名を彫り付けたことを否定した際に、次のように追記していることから知られる。

上文に記せる栗熊十三里の掛井手と云は途方もなき虚誕なれども、岩に姓名ほり付くるはなき事にあらず、光瑞が記せる所は所ちがひなり、せんさくを遂しに那珂郡羽間村の出水を仕掛、牛顧山の麓瀧の鼻を南より東へ引廻し凡二百七十間ばかりの井手を掛けてその水を鶴足郡岡田の郷へ灌けるやうにしたるなり、其瀧のはなの岩に此井手成就天和貳壬戌曆五月上旬矢延可次と三行にほり付てあり、光瑞か記せる所は此事を誤れるなるへし、光瑞か矢延平六井手成就といへるは誤なり、此時は矢延庄兵衛といへり、平六郎はこれより以前の名なり

右に見える「此井手成就天和貳壬戌曆五月上旬矢延可次」との岸壁に彫りつけた文字は現代まで残っていた。昭和五〇年刊行の『濃濃町史』⁷⁾の近世の水利と農業水利権 三一―八頁によれば、滝鼻掛井手に関わり次のとおり記されており、写真も掲載されている。

滝鼻神社の登り口に、〈天和二壬戌曆五月上旬此井手成就矢延可次〉と刻んだ岸壁がある。この刻文でわかるように、滝鼻井手は今から約三百年前の一六八二（天和二）年五月、矢延可次によって完成し

たものである。

「松平家登士録」には、「初め平六郎 天和元（一六八一）年酉 庄兵衛 年月不知代官手代」と見え、「消暑漫筆」の指摘どおり、滝鼻掛井手完成の前年から平六は平六郎から庄兵衛へと名乗りを変えていた。再登用後も代官手代として水利関係の仕事を担当していたのである。

「消暑漫筆」において著者の中村十竹が否定しているのは、「盛衰記」の著者小神野与兵衛（光瑞）が、代官手代にすぎない矢延平六郎を六万石もの新田開発の主導者として持ち上げた点である。

（二）高松城下周辺の新田開発について

高松城下周辺地域の開発については、別稿⁸⁾で詳しく検討したので、ここでは必要な限りで述べる。

「英公外記」⁹⁾寛文七年（一六六七）条には城下東方の入江においての新田開発について次のように見えている。

この年、松嶋すべりの沖より潟元村の沖迄、東西の堤を築き、沖松嶋・木太・春日の潟新開成る、下往還より南手の新開は先代の時西島八兵衛が築し所なり

右に見えるように、生駒期において、新田開発や河川改修、ため池の造修築に従事した西島八兵衛は、城下東部の、のちの志度街道に当たる「下往還」より南の地域において新田開発を行った。今回の開発はその北部の沿海部において実施された。それは、松島村の洲端（滑）から屋島南方の潟元村にいたる間に東西に続く堤防を築き、沖松島、木太、春日諸村の干潟を干拓したものである。

ところが、その開発は功を上げなかった。慶応三年（一八六七）成立の石田忠恒著「政要記」¹⁰⁾には、次のように見えている。

松島より新川に至る下往還の南は寛永十四年の春西島八兵衛の開発と云ふ、また深新開も同人の見立置きし所なれど、いまだ時節至らず

事を察して止みぬるを、その後寛文七年新田に開きしといふと、破損して全からざりしを元禄二巳年ならびに享保七寅年等に修復を加へしに、元来深地なるゆへ畑作出来ず、依て其内若干を塩浜となすもあり、また享保十四酉年新開は内海弥三左衛門の見立新開と云ふつまり、この地域は、「深地」であつて干拓して耕地とするには無理があつたのである。完成後、元禄二年（一六八九）、享保七年（一七二二）と、再度にわたり、破損した汐留堤防の修復が行われていることから、その開発の困難さを想像できる。八兵衛が開発を計画したにも関わらず「いまだ時節至らず」と判断して中止したのも、そのためである。

八兵衛が、頼重期の新田開発をどのようにとらえていたのが「盛衰記」に見えている。関係箇所を掲げる。

さて善太夫・平六見分の上、御領分にて新開六万石出来申し候、生駒家の時地方の功者として壹岐守殿（生駒高俊）舅藤堂和泉守殿（高虎）より二千石取の内西嶋八兵衛と申す者を付け置かれ郷中の指し引きは八兵衛仕り候、壹岐守殿身上崩れ候につき八兵衛も泉州方へ帰り、今に相勤め罷りあり候由、先代の内満濃池を築き候は則ちこの八兵衛にてござ候由、英公御入部の上新開六万石出来候由、八兵衛承り伝へ候て、我等義もこの新開気付き申さず候にてはこれなく候えども、末世に至り城の北にすか出来候て北のあて強く成申すべく候

八兵衛は、いわゆる生駒騒動で藩主生駒高俊が転封されたのち入部した頼重のとき、六万石もの新開が行われたことを伝聞し、「我等義もこの新開気付き申さず候にてはこれなく候えども、末世に至り城の北にすか出来候て北のあて強く成申すべく候」と述懐したという。八兵衛が開発の可能性に気づいていた場所は具体性を欠くが、「政要記」が指摘するように、下往還より北の干潟は含まれていたであろう。八兵衛の予測は、頼重期に行われた新田開発の結果、将来、高松城の北側に「すか」（須賀）ができて、「北のあて」が強くなるだろう、ということであった。

「すか」とは、砂の堆積した砂州や砂堆を指し、「北のあて」とは、北方からの波浪のことである。「盛衰記」は、のちに「北のあて」により城下の沿海部で海岸浸食が起こったことを記したあと、「今ぞ西嶋が言葉を思ひ当て申し候」と指摘している。この「北のあて」による海岸浸食については次節で検討する。

頼重期においての新田開発の盛行とその弊害については、三土幸太郎が明治二十七年に著した『近警要録初編』¹¹⁾に次のように見えている。

西嶋八兵衛

高松盛衰記に云ふ、英公の初年に矢野部平六と謂ふ人あり、是亦経済家にて開拓鑿溝の事を掌る、頻に海面を埋めて田畑を増加せり、西嶋氏津に在てこの事を聞て曰く吾新田のことを気付かざるに非ざるも海面に向つて広く新地を築出すときは河水の下流漸々淤塞して水患を引起すこと多からん、永遠の後は得失償はざるものあらんと、味ひある言なり

右に見える「高松盛衰記」については、矢野部平六について述べていることから「盛衰記」の異本の一つと考えられる。平六による新田開発の手法についての八兵衛の批判は次のようである。

私も新田のことに気付かなかつたわけではないが、海面に向かつて広く新地を築き出すときは、川の下流は次第に「淤塞」（おそく、泥でふさがること）して、水害を引き起こすことが多い。将来は割の合わないことにならう。

八兵衛も頼重入国後に行われた新田開発の可能性には気が付いていたが、それを行うと海面に新田が突き出すことになる。その場合、河川が運んだ土砂が下流域に堆積し、水害を起こすと予測した。その予測は、沖松島から木太、春日にいたる間の干拓において的中したのである。干拓完成後、二十数年で堤防が破損したのは土砂の堆積にともなう水害によるものであらう。

城下東部の入江の干拓に当たった人物について明記した資料は見当た

らない。ただし、延享二年（一七四五）成立の菊池武賢著「翁媪夜話」¹³の木太村に関する箇所にも次のように見えている。

八王子祠 矢野部屋敷在り 矢野平六主 隄防を築くの役徒
また、明和五年（一七六八）成立の増田休意著「三代夜話」¹³の同じく木太村に関する箇所にも次のように見えている。

八王子祠 矢野部屋敷在り 矢野部平六 郷普請方役人

右に掲げた二点の資料から知られるように、木太村には「矢野部屋敷」と呼ばれる場所があった。矢野部（矢野）平六の屋敷と伝えられていた。平六については、堤防を築く役人あるいは郷普請方役人とされている。

平六の屋敷があったという木太村は、沖松島村から春日村にいたる干拓地のほぼ中央に位置する。同地がこのときの干拓事業の拠点であり、そこに屋敷を持っていた平六こそが本事業の中心人物であったとみなせる。

なお、城下西部の香東川と本津川の合流部でも新田開発を目的としての河川の改修が行われた。

香西成資が享保三年（一七一八）に白峯寺に奉納した『南海通記』¹⁴の「讃州新高松府記」には次のように見える。

万治寛文の頃か、郡中の吏務に命じて、弦打川（香東川、郷東川）を江東に堀通し、大江を新開と成給へば、この川、西表の要害と成て、その固めよし、海辺に土手を築て、水中を拒ぐ、これ又其固めと成る

また、新居直矩が寛政四年（一七九二）に著した「香西記」¹⁵には次のように見える。

笠井郷に昔より名泉有り、大井又宮井と称す、殿井又殿川泉と称す、和泉房泉・藤井・内間井なり、ここに内間井は、万治中なり、本津川と成て河中に没す、今はなし、楠井輪朽ち残りて元禄中の頃迄は、本津川玉越井口の近辺河中に慥慥たりと云々、

詳細は別稿に述べているが、現在の高松市鶴市町弦打付近で合流して

いた香東川と本津川を切り離し、それぞれ海に直通させたものである。その時期は、万治・寛文年間（一六五八―一七三三）であり、頼重期に当たる。

（三）城下沿海部の海岸浸食について

「盛衰記」には、「北のあて」により城下の沿海部で海岸浸食が起こったことが詳細に記されている。関係箇所を次に掲げる。

殊に当分は何の相かわる儀もこれなく候ところ、百年の後に至り八兵衛積りの通り北手の当て強く成り候て、御城水御門の外へ砂押し込み汐満ち来たり、毎年砂堀り捨て候も、濱の丁土手は我等若盛りまでは土手下へ沖より汐満ち申す事は夢々これなし、西の波戸など汐につきり申す事覚え申さず候、東米（船）蔵の波戸は三十年以前までは五十間の波止中程まで汐参り申し候、その後段々汐増して北の土手打ち崩し候て侍屋敷住居成り申さず候、二十七年以前に濱の丁裏輪（側）六軒は引き申し候、

材木蔵も八間南へ引き寄せ致し候えども、次第に北の当て強く相成り申し候、郷東川の裾は五十年前までは大淵にてこれあり、折々八左衛門鱈と申す名の付くふか参り候て渡りをなやまし候事ござ候ところ、次第々々に埋り今は大すかに成り候て沖の方十丁ばかりも洲か出来、いかなる大汐にもつかり申さず候、懐公の御代小松を御植させ遊ばされ候て、今に松原に成りおり申し候、六十年の間に大淵、松原に二成り申し候、今ぞ西嶋が言葉を思ひ当て申し候、

右の記事によれば、頼重期の開発から百年間に「北手の当て」が強くなり、高松城から郷東川にいたる沿海部において、砂の堆積や海岸浸食が起こっている。

これらの自然現象が生じた原因について、別稿を執筆した際は、まったく明らかにできなかった。幸いなことに、坂口良昭氏が、最近発表された論文「近世、西浜砂堆（砂嘴）の形成から浸食へ『北のあて』の役割

変化について―田中健二『生駒時代高松城下周辺地形について』を讀んで」⁹⁶において詳しく検討され、その原因を明らかにされた。同論文では、文字史料だけではなく、享保年間（一七一六―一七三六）作成の高松城下図写をはじめ各種の高松城下図から得られる情報に基づいて、詳細な考察がなされている。以下、その要点をまとめることにしたい。

まず、「北のあて」とは、冬の強い北西季節風による波浪のことで、数時間以上も続くと湾内で漂砂を引き起こす。その結果、運ばれた砂が堆積する。一方、河川からは洪水時に土砂が流出し河口に堆積する。それが北西季節風で運ばれ砂堆（砂嘴）が形成される。

城下西部に発達した西浜砂嘴は、香東川と本津川が合流していた時代の河口堆積物が北西季節風による波浪により東へ運ばれて形成された砂嘴に、香東川の支流の一つであった摺鉢谷川の洪水時流出土砂が合体して成長したものである。

八兵衛が想定したのは、おそらく香東川、本津川合流河口の分離、かつ海岸部の塩田化や新田化により東への漂砂が減少し、北西波浪（北のあて）が西浜砂嘴への供給・堆積から浸食へと逆転させるということであろう。

坂口氏は、そうではなく、八兵衛自身による香東川付け替え工事による摺鉢谷川の土砂の供給急減が海岸浸食の主なる原因になったとみる。西浜砂嘴の東側に位置する砂堆は摺鉢谷川の河口洲が主体であるから、土砂供給力が激減したため、海岸浸食がまず始まったのである。

さらに、その促進因子として挙げられるのは、元禄十年（一六九七）に蓮華寺先に作られた小規模な破戸（波戸、防波堤）である。この破戸は右の砂堆の浸食を防ぐために造られたのであるが、逆効果となり、浸食が進み、「盛衰記」に見るように、三〇年後には海岸沿いの侍屋敷六軒が居住困難となり移住させられたのである。

材木蔵の移転も同様で、西浜港に造られた破戸が浸食を進めた。この両破戸に共通して見られるのは、その西、風上側に砂浜が弓なりによく

発達していることである。こういう場合、破戸が波浪防止に不十分だと風下側に大きな浸食が起りやすい。

香東川は西島八兵衛による流路の一本化後、土砂供給力が増大した。つづけて頼重期には、城下西方において香東川と本津川の河口分離工事が行われ、合わせて新田や塩田が整備された。しかし、土砂供給力はあまり減少せず、摺鉢谷川河口西の破戸の西に砂堆を形成している。

八兵衛の予言は、西浜砂堆・砂嘴の海岸浸食では当たらなかったといえる。彼自身の付け替え工事が原因になるとは想定していなかったと思う。しかし、東の春日川、新川の新田開発では的中した。現在でも両河川下流部では水害常習地域が認められる。

以上、坂口氏の研究をまとめたが、筆者の理解が十分でないことによる誤解もあるかと思う。ぜひとも、坂口氏論文を参照されたい。

（注）

（1）矢延平六については、地元での伝承があり、現在の高松市香川町の新池や丸亀市飯山町の仁池を築造した功績を讃えて神社に祭られている。ただし、讃岐のため池誌編さん委員会編『讃岐のため池誌』（香川県農林水産部土地改良課 平成一二年）が記すように、仁池の築造では、必要以上の容量の池を造つたとして藩に譴責され、新池の建設では高松城水攻め計画を持った池であると譴言され、追放処分を受けたと伝えられている。

（2）松浦正一氏著『高松藩祖 松平頼重伝』松平公益会 昭和三九年発行 平成一四年改定発行

（3）人間文化研究機構国文学研究資料館所蔵『阿波蜂須賀家文書』「讃岐伊予土佐国縁絵図」

（4）『香川県史3 通史編 近世Ⅰ』第二章第三節 寛文・延宝検地 一五九頁 香川県 平成元年

（5）同前 第一章第四節 高松藩初期の藩財政 一〇〇頁

前注(1)の『讃岐のため池誌』四五頁には、高松藩の財政状況が厳しいなかで、代官手代にすぎない平六が傘下の技術者を動員して存分に采配を振るつたため、藩財政との摩擦が生じたのではないか、との有益な指摘がある。

(6) 同前 家臣団の編成 九九頁

(7) 『満濃町史』近世の水利と農業水利権 三二八頁 満濃町 昭和五〇年

(8) 田中「生駒時代・高松城下周辺の地形について」『香川県立文書館紀要』第一二号 平成二〇年 以下、「別稿」と記す。

(9) 香川県立文書館所蔵写真版

(10) 同前 本書の著者についての詳細は、前注(8)二二頁を参照のこと。

(11) 三土幸太郎は、阿野郡西庄村の地主で、在郷の漢文学者の家の出身。立憲政友会の衆議院議員で、文部大臣等を歴任した三土忠造は婿養子である。なお、『近畿要録初編』については、香川県立図書館のデジタルライブラリーで閲覧できる。

(12) 香川県立文書館所蔵写真版

(13) 同前

(14) 近藤瓶城編『改定史籍集覧』明治三三年

(15) 『香川叢書』第三 香川県 昭和一八年

(16) 『香川地理学会会報』No.三五 香川地理学会 平成二七年

おわりに

「盛衰記」の原典に当たる本は発見されていない。諸本のうち、もつとも執筆当時の姿を残しているのは、香川県立瀬戸内海歴史民俗資料館が所蔵する松浦正文庫「小神野筆帖」であるが、第一冊末尾の記事によれば、「盛衰記」は高松藩の江戸屋敷にも一式が備えられて追記が行われており、寛政三年(一七九二)三月、追記を含めて書き改められている。「盛衰記」は寛政期の段階ですでに広まっており、高松藩にとつても重要な記録として位置づけられていたのである。現在、流布している諸本は

いずれも原「盛衰記」の変更が加えられた写本や派生本とみてよい。

一方、「消暑漫筆」はいわば「天下の孤本」であり、執筆後は秘蔵されていたとみられる。そこに引用されている「盛衰記」は、派生本のいずれとも文章が微妙に異なっている。著者中村十竹の時代には、「盛衰記」の異本や派生本はかなり広く流布されていたものとみられ、「消暑漫筆」の中に「小神野夜話」の他、「小神野筆乗」「玉藻艸」と表題が改められたものが存在することが触れられている。このように多数の写本や派生本が存在する状況の中では、十竹が底本とした「盛衰記」が小神野光瑞自筆本に近いものであったと考えるのは難しい。また、批判・訂正の典拠が示されず、対象としている事項は古いものになると一九〇年余り前のことである点を考えると、「消暑漫筆」の記述にも一定の留保が必要となろう。

事例研究として、松平氏入部後の新田開発を主導したとされる矢延平六についての「盛衰記」の記述に対する「消暑漫筆」の批判を検討したが、そのなかで明らかになったのは、「盛衰記」の記事の中には、事実誤認が含まれていることである。史料として用いる際には、この点に十分留意し、批判的に検討する必要がある。

本研究はJSPS科研費 26370794 研究課題名「近世初期讃岐国における城下町建設と開発・治水に関する研究」の助成を受けたものです。